

# 筑紫小学校PTA規約（案）

## 第1章 総 則

（名称）

第1条 この会は「筑紫小学校PTA」という任意団体である。

（事務局）

第2条 この会の事務局を筑紫小学校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

（目的）

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して家庭と学校と地域において、児童の健全な成長を図ることにより児童の福祉を増進すると共に、教育の振興を進めることを目的とする。

（活動）

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （1） 家庭と学校と地域の緊密な連携によって児童の健全な育成に資する事業を行う。
- （2） 学校教育の伸展のために援助をする。
- （3） 児童の教育環境の向上に努める。
- （4） 会員に対する学習や啓発を行う。
- （5） その他目的の達成のための事業を行う。

## 第3章 方 針

（方針）

第5条 この会は、自立し民主的に運営される団体として次の方針に従って活動する。

- （1） 児童の教育の向上及び地域社会の向上のために活動する、他の団体及び機関と協力する。
- （2） 特定の政党や宗教を支持しない。
- （3） 営利を目的とする行為は行わない。
- （4） 他のいかなる団体の支配・統制・干渉を受けない。
- （5） この会または役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
- （6） 学校教育にみだりに干渉しない。

## 第4章 会 員

（会員の構成）

第6条 この会の会員になることが出来るものは、次に掲げるもののうち、所定の入会申込書を提出した者とする。

- （1） 筑紫小学校に在籍する児童の保護者又はこれに準ずる者
  - （2） 筑紫小学校に勤務する教職員
  - （3） この会の目的に賛同するもので運営委員会が特に認めた者
- 2 この会からの退会を希望するものは、所定の退会申込書を提出しなければならない。但し上記の資格を喪失することによる退会はこの限りではない。

(会員の義務と権利)

第7条 会員は次の各号に掲げる義務と権利を平等に有する。

- (1) 会員は総会で定められた会費を納めるものとする。
- (2) 会員はPTA活動に参加できる時に参加することができる。

## 第5章 会 計

(経費)

第8条 この会の活動に要する経費は、会費及びこの会の活動収入並びに寄付によって支弁する。

(予算)

第9条 この会の予算は、毎年度総会において議決する。ただし予算に不足が生じたときは運営委員会の議決を経て補正することができる。

(決算)

第10条 この会の決算は総会において承認を得る。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第6章 役員・顧問・会計監査員

(役員)

第12条 この会の運営のため、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以上
- (3) 書 記 2名(保護者、教職員各1名)
- (4) 会 計 1名

(任務)

第13条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統括し、予算を執行し、会合を招集するとともに、この会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその職務の代理をする。
- (3) 書記は次の職務を行う。
  - (ア) 規約の保管に関すること。
  - (イ) 総会及び運営委員会の議事並びにこの会の活動実績の記録に関すること。
  - (ウ) 当該年度の人事の記録に関すること。
  - (エ) 会議の招集事務、通信事務の処理その他の庶務事項に関すること。
- (4) 会計は次の職務を行う。
  - (ア) この会の経理事務を行い、会計監査員の監査を経て決算を報告する。
  - (イ) この会の財産を管理すること。
  - (ウ) 予算に関すること。

(任期)

第14条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員は任期満了後も、後任が選任されるまでの間は、その職務に当たるものとする。

(役員を選任)

第15条 役員は会員から立候補並びに推薦に基づき、本部役員が次年度の候補者を選考し、総会の承認を受けて選任される。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の途中で役員が欠けたときは、会長については副会長が昇格し他の役員については本部役員会で選任するものとする。  
この場合において、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第16条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。

(会計監査員)

第17条 この会に会計監査員を2人おく。

- 2 会計監査員は、この会の会計を監査し、総会において報告する。
- 3 会計監査員については、第14条及び第15条の規定を準用する。

## 第7章 機関及び会議

(機関)

第18条 この会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 特別委員会

(総会)

第19条 総会は、全会員をもって構成し、この会の最高議決機関とする。

- 2 総会の会議は、定期総会及び臨時総会とする。
- 3 総会は次の事項について協議する。
  - (1) 規約の改正に関すること。
  - (2) 役員承認に関すること。
  - (3) 会費の決定に関すること。
  - (4) 予算の決定、決算の承認及び活動方針に関すること。
  - (5) その他運営委員会が必要と認めたもの。
- 4 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状提出による委任者も含む）をもって成立する。
- 5 総会の議決は多数決とし、可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 6 定期総会は毎年1回開催し、臨時総会は会員の3分の1以上の要請があったとき又は会長が必要と認めたときに開催する。

(委員会)

第20条 役員会は役員によって構成され、第3条の目的達成のため、本会の運営、および次の任務をもつ。

役員候補者の選出と会則の改廃案、事業計画案、予算案、決算の報告案及びその他の議案を審議する。

- 2 役員会は役員及び教職員代表をもって構成する。

(地区委員会)

第21条 地区委員会は、各地区において組織された委員会であり、各地区児童との校外生活の充実及び指導並びに安全対策を図るものであるが、本PTAとはその目的を一にし、連携を必要とされるため、本部役員と連携を図るものとする。

(特別委員会)

第22条 この会に特別委員会を設けることができる。

(規則)

第23条 この会の運営の細目は規則で定める。

(個人情報の取扱い)

第24条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附則 この規約の改正は、1998年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規約の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2017年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規約の改正は、2021年4月30日より施行する。

## 筑紫小学校PTA規則（案）

筑紫小学校PTAの運営の細目としてこの規則を制定する。

### （事業実施実行委員会）

第1条 各種事業に対して会長が必要と認めるときは、この会に事業実施実行委員会を設置することができる。

### （特別委員会）

第2条 前条に定めるほか、特別委員会の設置は運営委員会で決定する。

### （慶弔等）

第3条 この会は、児童又は会員の慶弔に際し、別表1に定める給付を行う。

2 別表1の規定に該当しない慶弔や災害については、状況によりその都度本部役員会において協議する。

### （児童図書の充実）

第4条 この会は、児童図書の充実を図るため、当分の間、図書充実援助を行うものとする。

### （旅費）

第5条 この会の活動のための市外出張に対しては、旅費を支給する。

（1）旅費の支給基準は、別表2に定めるとおりとする。

### （通信費）

第6条 この会の活動のために、通信費を支給する。

（1）通信費の支給基準は、別表3に定めるとおりとする。

附則 この規則の改正は、2011年5月1日より施行する。

附則 この規則の改正は、2012年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2013年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2016年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2018年5月2日より施行する。

附則 この規則の改正は、2021年4月30日より施行する。

## 別表1 慶弔費

	死 亡	初 盆	病 気	結 婚
児 童 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円	2,000 円 10 日以上入院	
	役員 校長・教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
保護者 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		
	役員 校長 or 教頭・同学年	役員代表 学校代表・担任		
教職員 (配偶者) 〈通夜・会葬〉	5,000 円	2,000 円		電報
	役員	役員代表 学校代表		

※表に記載している区分以外で、慶弔に関する事項が生じた場合は、役員会でその都度協議して決定する。

## 別表2 旅費支給基準

※往復 80 km 以上の場合は、役員会にてその都度協議する。

交通費	電車等	合理的、経済的経路の経費	実費
	自家用車	往復 20km 未満	500 円
		往復 20 km 以上 40 km 未満	800 円
		往復 40 km 以上 60 km 未満	1100 円
		往復 60 km 以上 80 km 未満	1700 円
宿泊費	実費及び宿泊雑費（1日につき 1,000 円）を支給する。		

※有料道路・駐車料金等は、実費支給とする。（領収書添付の事）

なお、距離は、会計役員が決めるものとする。（筑紫小基点）

## 別表3 通信費支給基準

役員	5,000 円
----	---------

## 筑紫小学校PTA 個人情報取扱方法

### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、筑紫小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

### (指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

### (周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

### (利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の送付
- (3) 本会役員・会員名簿等の作成

### (個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

### (同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の項目または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

### (管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

### (第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき